

時

評

刑事司法IT化の動きについて



福岡大学
新屋達之

1 先月号本欄で、正木みどりは、昨年成立した民事司法のIT化の問題点に言及された。民事訴訟は現在でもかなり広範なオンライン化が図られているが、昨年の法改定で、手続のほぼ全面的なオンライン化が図られた。それだけに裁判を受ける権利との緊張関係をどう考えるべきかを、正木は指摘している。

2 一方、刑事手続のIT化は、法務省内の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」(以下、検討会。2022年3月に取りまとめ報告書)、これを受ける形で、同年7月より法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会が設けられ、2023年6月10日現在、10回(他に期日外1回)の会議で検討が続けられている。

刑事についても、ビデオリンク証人尋問(2000年)、リモートセンシング盗聴(2016年)など部分的IT化はなされているが、検討会の報告書によれば、書類の作成・発受、令状請求、証拠調べをはじめ、相当広範囲な手続のオンライン化・IT化を目指している。

3 正木は、「民事訴訟法学に憲法の視点を、憲法学に民事訴訟

との関係を。」と締めくくった。裁判を受ける権利をIT化が阻害することにならないかとの危惧感の表われであることはいうまでもないが、同様の視点は、刑事手続の場合にはより深刻に現われる。しかし、検討会や法制審が、このような観点を充分視野に入れたか、また、刑事手続の目的や機能をきちんと考慮したかということ、今回に限らず近時の立法の多くに言えることだが、はなはだ疑わしい。総論的問題に限って考えておきたい。(1)検討会も含め、IT化戦略を論じた政府の文書を見ると、手続の円滑・迅速とか国民の負担軽減という表現がしばしば目につく。確かに、これらも重要な意味を持つものではあるが、刑事手続の場合、決定的に重要なのは、基本的人権の尊重と公共の福祉の調和のもとでの真実発見(刑訴法1条)であり、そのための手段である刑事手続に関する諸原則(令状主義、直接・口頭・公開主義など)を活かすことである。

しかし、たとえば公判段階をオンライン化すれば、訴訟関係人の出頭に関する負担が軽減されるといった利益も確かにあろう。だが、より肝心なのは、直接・口頭・公開主義の果たしてきた機能はオンライン化でも維持されるのか、良からぬ方向に作用することはないのかを充分に見極めることである。

ドイツの民事手続IT化をめぐる、「証人の供述態度の変容の危険」「すなわち、関係人間の距離が広がったことで、証人に対する尋問の臨場感が著しく低下する結果、偽証の危険が増

大する」「本来の証人尋問と比較して、裁判官の知覚条件が変容し、証拠評価が困難となる」などの危惧が表明されていた(本間学「ドイツにおける民事訴訟のIT化とその訴訟原則に与える影響」金沢法学61巻2号)。

(2)それでも民事の場合、政策形成や人権救済を目指す事件も少なくないが、基本的には法的紛争の解決が目的で、訴訟原則に拘泥する必要が少ないケースも多いであろう。裁判を受ける権利の内実としても、司法アクセスの容易化がより重要な場合も少なくない。

だが、刑事の被告人は、権利侵害の対象者として法廷に引き出されるのであり、誤判の防止・救済という点でも、告知・聴聞の保障という点でも、裁判という実体をもった手続を保障されることがより重要となる。

他方、被害者保護との関係でも、被害者側からすれば、被告人に感銘を与えるような手続こそが望ましいこととなろう。また、刑事手続にそのような刑事政策的機能があることも事実ではあろう。しかし、オンライン化した法廷にそれは期待できるのであろうか。

4 IT化に、防御権の保障に資する面があることも事実ではある(初回・夜間の接見交通など)。しかし全体としてみた場合、よほど慎重に考えないと、刑事手続のIT化は刑事司法の本質と整合しない危険も多いように思えるのである。

(しんや たつゆき)